## 居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係るQ&A

- Q 1 利用者が少数である等、正当な理由に該当し減算の適用となりませんが、「居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書(以下、「届出書」という。)」を作成する必要はありますか。
- A すべての居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算に関する書類を作成する必要がありますので、必ず、「届出書」を作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存しておいてください。
  - Q2 平成27年度前期までの「様式2」については、「様式1」と併せて提出するようになっていましたが、平成27年度後期からの様式「(参考様式)サービスごとの居宅サービス計画数計算書」については、添付が必要ですか。
  - A 添付の必要はありません。「サービスごとの居宅サービス計画数計算書」については、参考様式として掲載しています。「届出書」を作成するに当たってのデータを算出するための計算書としてご利用ください。

なお、他のソフト等で算出した数値を用いて「届出書」を作成していただくことも可能です。

- Q3 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。
- A 同一法人格を有する法人単位で判断してください。
- Q4 計画とは実績なのか。計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも件数に含むのか。
- A この場合の計画とは実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、算定対象には含めません。
- Q5 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいか。
- A サービス提供を行った月に算定します。
  - なお、報告期限が過ぎてから、要介護認定の結果が出た等で、80%超えていたことが判明した場合は、判明後早急に、提出が遅れた理由書とともに「届出書」を提出してください。
- Q6 サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付け た件数も含むのか。
  - A 介護予防サービス計画は含みません。

- Q7 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。
- A 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」としてカウントします。

なお、複数事業所を位置付けていても、「それぞれのサービスを位置づけた居宅サービス計画数 (分母)」のカウントは「1件」ですので御注意ください。

- Q8 訪問看護等のみなし指定のあるサービスを正当な理由①(サービス事業所が少数)として判断する場合に、みなし事業所は通常の実施地域内の事業所としてカウントするのか。
- A みなし指定の事業所については、「介護サービス情報の公表システム」にて検索できる事業所 を対象とします。「介護サービス情報の公表」の該当箇所を印刷して提出書類に添付してください。
- Q9 地域密着型サービス事業所は、正当な理由①の範囲としてどのように判断したらよいか。
- A 地域密着型サービスの事業所においては、地域密着型サービス事業所の所在する市町村において正当な理由①に該当するか判断して差し支えありません。「介護サービス情報の公表」の該当 箇所を印刷して提出書類に添付してください。
- Q10 「届出書」に17サービスを記載するようになっているが、80%を超えたサービスの み記載して提出すればいいか。
- A 各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であるため、利用のあったサービスについては、80%を超えていなくても記載してください。

また、いずれのサービスにおいても80%を超えていない場合も、「届出書」を作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存する必要があります。

- Q11 対象サービスのうち1つでも80%を超えていると、全ての利用者に対して半年間減算となるのですか。
- A 正当な理由がなく80%を超えているサービスが1つでもある場合は、全ての利用者に対して 半年間減算になります(従前どおり)。
- Q12 紹介率最高法人が複数ある場合、どのように記載すればいいか。
- A 欄を工夫しいずれの法人も記載するか、「別紙のとおり」と記載し別の紙を添付してください。

- Q13 平成28年4月1日から対象サービスとして地域密着通所介護が加わったが、通所介護 と地域密着通所介護は分けて計算するのか。
- A 通所介護と地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)は、それぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算してください。